

# 旭川市社会福祉審議会会議内容報告書

平成27年度第1回高齢者福祉専門分科会

開催日時 平成27年8月6日(木)  
午後6時00分～7時30分

開催場所 旭川市7条通10丁目  
旭川市第三庁舎1階保健所棟講座室

会議の名称	平成27年度第1回高齢者福祉専門分科会
出席者	委員：秋本委員，岡田委員，鹿野委員，小澤委員，佐藤委員，杉野委員 千野委員，門別委員，山下委員，渡辺委員（五十音順） 事務局：永田部長，天野次長，杉本補佐，小松主査，村上，菅野
傍聴者数等	0人（一部非公開）
議事の内容 審議事項第1号 報告事項第1号 審議事項第2号 審議事項第3号  その他	会長の選出について 会長職務代理者の指名について 旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について 老人福祉施設の整備について（非公開：旭川市情報公開条例第7条第4号に該当）
審議内容及び主な意見等  (開会) 委員の紹介 事務局の紹介 審議事項第1号  報告事項第2号  審議事項第2号	藤井委員が欠席し10名で審議が行われた。定足数に達し会議が成立していることを確認。  各委員自己紹介 事務局職員紹介 (会長の選出) 事務局から山下裕久委員を会長として選出する事務局案を提示。 事務局案を採用し山下裕久委員を会長として選出することを決定。 (会長職務代理者の指名) 会長が職務代理者として，佐藤雅之委員を指名し佐藤雅之委員の了承を得る。 「旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について」事務局から資料に基づき説明。 会長 審議事項第2号について，意見・質問等発言いただきたい。 A委員 今回の改正というのは，急増する未届けのホームを減らす必要性があるということと，届け出を促進することだと思われる。何点が質問したい。①有料老人ホーム事業を行っている施設というのは，有料老人ホームとみなしていいのか。②指導指針中，P5，2基本的事項(7)，(8)で，新設されるグループハウス等有料老人ホームと解される未届けの施設というのは，事前に届け出をするという事になっており，それ以降は未届けの施設はないと思っているが，有料老人ホームの指導指針の中で既存の施設で未届けの有料老人ホームに対しても，この指導指針が及ぶのかどうか。③スプリンクラー設置について新たに追加されているが，消防法の別表の中でも平均要介護度3以上と具体化されているが，今現在ある有料老人ホームの中で(当然スプリンクラーは設置されていると思うが)現状がどのようになっているか，また，届け出をすれば有料老人ホームと思われる施設について，どれだけの施設がスプリンクラー等が未設置か教えて欲しい。 事務局 ①届け出の有無に関わらず，有料老人ホームの事業を行っていれば有料老人ホームとみなすことになる。②未届けの有料老人ホームについてもこの指導指針が適用されることになる。③消防法上スプリンクラー設置が義務化されている施設については，全て設置されている旨，消防本部に確認済である。

<p>審議事項第3号 その他 (閉会)</p>	<p>A 委員 未届けの有料老人ホームで、届け出がされない施設が100近くあると思われるが、なぜ届け出をしないのか理由等は把握しているのか。</p>
	<p>事務局 旭川の実態について、未届け有料老人ホームは一時期130近くあり、現在は90近くになっている。以前は、届け出の有無で区別していたが、有料老人ホームの実態（高齢者に対して食事や介護の提供を行う）があれば、届け出の有無に関わらず有料老人ホームとみなして良いと国も判断している。指導監査課と介護高齢課で未届けの有料老人ホームについて全て訪問し届け出を依頼しており、届け出に向けて処理をしている施設もあるので今後、届け出が行われると考えている。また、有料老人ホームの届け出をすることによって、ハード面についてはクリア出来ても、重要事項証明書・サービスの記録・健康記録・苦情処理等のソフト面で煩わしさが出てくるため抵抗を感じている施設もある。</p>
	<p>会長 本質的には「0」になって欲しい。スプリンクラーについては、消防で確認を行っているのか。</p>
	<p>事務局 スプリンクラーの設置については、新聞報道と実際とでは開きがある。スプリンクラーを設置しなければならない施設と自動火災報知器の設置のみで良い施設があるが、全て設置しなければならないような報道がなされている。消防の査察で、スプリンクラーを設置しなければならない施設については有料老人ホームの届け出の有無に関わらず設置されている。また、(何件かは不明だが)設置義務がなくてもスプリンクラーを設置している施設も多くある。</p>
	<p>A 委員 補助制度はまだあるのか。</p>
	<p>事務局 グループホームについては、国・道において補助があったが、有料老人ホームについては、色々な整備の中の1つとしてスプリンクラーがある。設置義務はないが将来的にスプリンクラーを設置したいというところを含めて、予算の関係もあり年2～3件、個々に申請をあげている状況である。また、事業者の持ち出しもあるので消防法上違反がない中でなかなか進まない状況でもあるが最終的には全施設に設置していただきたい。</p>
	<p>B 委員 届け出については、促すだけでそれ以上は行わないのか。</p>
	<p>事務局 届け出事務を北海道が所管していた時代「グループハウスについては有料老人ホームではない」とみなしていた。ただ、旭川市に権限が移管してからは届け出の有無に関わらず指導監査が入っており、将来的な事を踏まえて届け出のお願いをしている段階であるが、老人福祉法でいう厳しい指導や罰則等は今のところ考えていない。ただ、今年度末または来年度にまた各施設を回って届け出の促進を働きかけていきたいと考えている。</p>
	<p>B 委員 実態として、かなりひどい状況でお年寄りを扱っている事業者もある。良くない内容で収益を上げようとしているので、取れるだけ取れる様なケアプランを作成している。ケアマネジャーも解っ ていながらケアプランを作らされている実態もあるので大きな事故に繋がらない事を懸念している。法的に整備出来れば良いと思われる。</p>
	<p>事務局 内部告発や事業者からクレーム等が入った場合は、未届けであっても立ち入り検査は可能なので個別に対応していきたい。また今後も、届け出を出していただくような形とガイドラインに沿った運営をしていただくよう、働きかけていきたい。</p>
	<p>会長 皆さんが選べる状況にして欲しい。</p>
	<p>事務局 「老人福祉施設の整備について」：非公開</p>
	<p>事務局 次回、分科会日程説明。 会長 本日の高齢者福祉専門分科会はこれをもって終了する。</p>

